四　臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有することを証する書類
五　患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨床教授等病院の開設者が有することを証する書類
六　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する事項を記載した医師（外国において医師に相当する資格を有する者を含む。）の診断書（前項に規定する者が自ら作成したものを除く。）
七　臨床教授等を行おうとする臨床教授等病院の名称並びに臨床教授等病院ごとの臨床教授等の分野、期間及び受入れに関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の氏名を記載した臨床教授等計画書
八　臨床教授等を行おうとする臨床教授等病院の長及び受入れに関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の承諾書
九　許可証用写真一葉

3　第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

4　臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師（以下「臨床教授等外国医師等」という。）は、臨床教授等計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床教授等に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

第五条の次に次の三条を加える。

（法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者）

第五条の二　法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の規定により証明書が交付されている者とする。

（臨床修練の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の三　法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　第四条第二項第一号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類
二　法第四条第一項の臨床修練許可証（第六条及び第七条第一項において「臨床修練許可証」という。）

三　有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3　第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の四　法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　第五条第二項第一号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる書類
二　法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第四条第一項の臨床教授等許可証（次条及び第七条第一項において「臨床教授等許可証」という。）

三　有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3　第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

第六条中「法第四条第一項の臨床修練許可証（以下「許可証」という。）」を「臨床修練許可証及び臨床教授等許可証」に、「様式第二号」を「様式第三号」に改める。

第七条第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、「、許可証」を「、臨床修練許可証又は臨床教授等許可証（以下「許可証」という。）」に改め、同条第二項中「様式第三号」を「様式第四号」に改める。

第八条第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、同条第二項中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条第三項及び第四項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加える。

第九条中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を、「、臨床修練」の下に「又は臨床教授等」を加える。

第十条及び第十一条を次のように改める。

（総括臨床修練指導医等及び総括臨床教授等責任者）

第十条　臨床修練病院等の長は、当該臨床修練病院等における臨床修練の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床修練指導医等のうちから一人を総括臨床修練指導医若しくは総括臨床修練指導歯科医又は総括臨床修練指導者として選任するものとする。

2　臨床教授等病院の長は、当該臨床教授等病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床教授等責任者のうちから一人を総括臨床教授等責任者として選任するものとする。

（臨床修練証明書）

第十一条　臨床修練外国医師等は、様式第六号により、臨床修練病院等の長及び厚生労働大臣に対し、当該臨床修練外国医師等が法に基づき臨床修練を行つた旨の証明を求めることができる。

第十一条の次に次の章名を付する。

第三章　雑則

第十二条を次のように改める。

（期限の特例）

第十二条　第八条第四項に規定する返納の期限が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

第十三条から第十六条までを削る。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。